

年金部会用意見書（補足）  
「仕事」も「家庭」も「社会参加」もの社会のために

2002.10.11

有限会社 セレーノ

(子育て環境研究所)

杉山千佳

今までの日本の社会は、家庭や地域社会での役割よりも仕事を優先することを求め、その結果、本来なら「自助」、「共助」で担うべきであった部分まで、国あるいは企業に期待し、依存してきた部分があったように思います。

今回の制度改革をきっかけに、もう一度、それぞれの役割を見直し、「国が何かをしてくれる」、「会社が何かをしてくれる」という受身の姿勢ではなく、「自分たちの老後だから、自分たちの社会だから、自分たちが支えていくのだ」という自覚が生まれる制度をめざしたいと思っています。

それには、少子化社会を考える懇談会の中間とりまとめにもあったように、「老若男女共同参画社会」、「“仕事”も“家庭”も“社会参加”」もの社会づくりをめざしていくことが大切なのではないでしょうか。

（短時間労働者に対する雇用年金の適用拡大）

山崎委員・大沢委員の第9回年金部会意見書に賛成。

大沢委員のおっしゃるように、パートタイム労働者の均等待遇が生産と雇用を増やし、年金財政を支えます。事業主負担については、山崎委員のおっしゃるように、賃金の支払い総額を課税標準(外形標準)とする賃金支払い税方式を採用し、雇用形態、労働時間、賃金等に対して中立的な負担方式がよいのではないかでしょうか、

これによって、女性や高齢者、若年失業者の雇用機会が拡大し、仕事に追われ、家庭や地域コミュニティを顧みる時間のなかった30代、40代の男性たちの負担を軽くすることができます。

（地域コミュニティ参加への取り組み）

第9回の若杉委員の意見書にありました、ボランティア参加、寄付の考え方は今後のめざすべき社会について大きなヒントになるのではないでしょうか。今すぐに年金や年金制度そのもので何かすることについては、言及できませんが、「公助（国における社会保障）」はここまで、あとは「共助（地域コミュニティの活用）」と「自助」で…という方向へ促すために、今後検討していくことも大切なように思います。

(年金制度のなかでの次世代育成支援について)

前回の意見書の再掲ですが、「非課税になっている年金に課税し、その増収分を当てる」。加えて、山崎委員の意見書にあるように、「親の所得、職業、就業形態等にかかわりなく、子どもに着目した普遍的な支援を基本に置く」支援を望みます。

前回の再掲ですが、「年金を使った奨学金制度」は、いずれその若者が社会に出た際には、返ってくるお金ですので、有効ではないかと考えます。

(育児・介護期間の年金制度について)

次の年金の支え手(子ども)の育成を理由に仕事を辞めるあるいは休む選択をした者あるいは、年金受給者を支えるために仕事を辞めるあるいは休む選択をした者に対しては、それが原因で自身の年金に不利益が及ぶことがないように、社会全体で配慮することを考えるのは、特にこのような少子高齢化の社会においては、問題がないように思います。

ただし、個人の生き方に公平であることが大前提です。わが国には、第3号制度がすでにありますので、まずはこの問題を解決し、改めて、育児・介護期間をどう見なすかの議論に移らなければ、国民的合意を得ることは難しいと思います。

## 基礎年金の社会扶助方式化の提案について

2002年5月17日

社会保障審議会年金部会

上智大学 堀 勝洋

### 第1 社会保険方式と社会扶助方式

#### 1 財源の違いと保障システムの違い

- この二つの方式は、①財源が違うだけでなく、②保障システムが違う。
  - \* 財源の違い 一税方式 ⇄ 保険料方式
  - \* 保障システムの違い 社会扶助方式 ⇄ 社会保険方式
  - \* 社会保険にも相当の税財源が投入されているので、財源の違いよりも保障システムの違いの方が重要である。

#### 2 両方式の相違点

- \* 社会保険方式—①保険というリスク分散の技術を用いる（保険性）。②保険料拠出が給付の直接の根拠となる（対価性）。③保険料拠出額が給付額に反映する（緩い等価性）。④財源は保険料（+税）である。
- \* 社会扶助方式—①' 保険の技術を用いない（非保険性）。②' 納税が給付の根拠となるわけではない（非対価性）。③' 納税額と給付額は無関係である（非等価性）。④' 財源は税である。

### 第2 社会保障の保障システムの歴史

#### 1 中核的な保障システムは社会扶助から社会保険へ

- 一般的に、社会保障は、どの国においても、①貧困救済（救貧=救貧法・公的扶助法）から、②貧困予防（防貧=社会保険法）へという歴史的な流れがある。

##### \* イギリスの社会保障法の歴史

###### ① 社会扶助法

- 1601年エリザベス救貧法等（公的扶助法。厳しいミーンズテスト・劣等待遇・公民権剥奪・スティグマ）⇒1948年国民扶助法（ミーンズテスト・スティグマ・低捕捉率・貧困のわな）⇒その後何度も名称変更
- 1908年の老齢年金法（社会手当法。インカムテスト・欠格条項・貧困救済・低額年金）

###### ②社会保険法

- (1911年国民保険法〔社会保険法。医療保険・失業保険〕) ⇒ 1925年寡婦、孤児及び老齢拠出年金法（社会保険法。インカムテストなし・欠格条項なし・スティグマなし）⇒ 1946年国民保険法（社会保険法）⇒その

## 後何度もかの制度変更

### 2 歴史的文書にみる両方式

#### ・ 1942年ビヴァリッジ報告

「イギリス国民は、国家からただで手当を受けるよりも、保険料拠出と引替えに給付を受けることを望む。」

#### ・ 総理府社会保障制度審議会 1950年勧告

「国民が困窮に陥る原因は種々であるから、国家が国民の生活を保障する方法ももとより多岐であるけれども、それがために国民の自主的責任の観念を害することあってはならない。その意味においては、社会保障の中心をなすものは自らをしてこれに必要な経費を醸出せしめるところの社会保険制度でなければならない。」

#### ・ 総理府社会保障制度審議会 1995年勧告

「重要論点の一つは、我が国の社会保障が国の一般財源の上に構築されるべきか、社会保険料を財源とする社会保険制度の上に形成されるべきかという問題であった。我が国は……社会保険方式を探すこととなった。それは当時としてはやむを得ざる選択であったが、結果的にはよりよい途を選んだといつても誤りではない。」

「社会保険は、その保険料負担が全体として給付に結び付いていることからその負担について国民の合意が得やすく、また給付がその負担に基づく権利として確定されていることなど、多くの利点をもっているため、今後とも我が国社会保障制度の中核としての位置を占めていかなければならぬ。したがって、増大する社会保険の財源として社会保険料負担が中心となるのは当然である。」

「公的介護保険として保険料を負担すれば、給付を権利として受けることができるようになる。また、負担と給付との対応関係が比較的分かりやすいことから、ニーズの増大に対しサービスの量的拡大や質的向上を図っていくことに、国民の合意が得られやすい。」

## 第3 社会保険方式と社会扶助方式の比較

### 1 社会保険方式の優位性

#### ・ 社会保険方式の方が多い点で社会扶助方式より勝っている。以下の拙稿を参照。

- \* 「保険方式の利点生かせ」『日本経済新聞』経済教室（1999年5月13日朝刊）
- \* 「基礎年金の財源を何に求めるか」『関西経協』（2001年3月）
- \* 「図表 社会保険方式と社会扶助方式との比較」堀勝洋『現代社会保障・社会福祉の基本問題』ミネルヴァ書房（1997年）の第5章「社会保険方式と社会扶助方式」

## 2 基礎年金の社会扶助方式化に対する根本的な疑問

### (1) 理念面

- ・ 若いときから保険料拠出という自助努力をしなくてもよいのか 若いときから老後に備える時間が十分あるのに、何もしないで65歳になると国から一律に年金を支給するという社会扶助方式は、市民社会の基本原則である生活自己責任にもとるのではないか⇒社会保険方式は、公的な保障システムであるが、保険料を拠出して老後に備える自己責任・自助の仕組でもある。
  - \* 賦課方式の年金制度は自助の仕組ではないという批判がある⇒しかし、①賦課方式の年金制度は、経済的にみると、若い時に高齢者の老後の生活を保障すれば、その見返りに高齢者になった時にその時の若い世代から老後の生活を保障してもらうという市場経済の貢献原則に基づいている。②賦課方式の年金制度あっても、法制度的にみると、保険料を拠出した者にしか年金を支給しないという点で、自助である個人年金に類似した仕組である。
- ・ 社会扶助の基本的性格は国家による救済ではないのか 老後に一律の年金を支給する根拠は生活困難に陥る可能性が高いからであり、保険料拠出の見返りではない「扶助の仕組」では、「生活困難」の証明（資産・所得調査）が必要となる⇒社会保険方式は「老齢・退職による所得の喪失・低下のリスク」又は「長生きのリスク」に備えた「保険の仕組」であるから、「老齢・退職」又は「長生き」の証明で足りる。
  - \* 社会扶助方式の給付水準は生活困難の救済に必要な程度に抑えられる⇒社会保険方式では、保険料を多く納めることの同意さえ得られれば給付水準を上げることも可能である。
  - \* 自由経済を基盤とし、市場メカニズムや個人の自助努力を重視する経済界が、国家による扶助の仕組である社会扶助方式の年金制度を主張するのは、その基本哲学と矛盾しないか。
- ・ 労使協力して老後に備える必要はないのか サラリーマンの老後の生活保障のため、サラリーマン自身のみならず、事業主も役割を果たす責任があるのでないか⇒厚生年金保険料の負担を回避し、国家による社会扶助給付に頼ろうとするのは妥当か。

### (2) 財源面

- ・ 大幅な増税ができるのか・国債増発という負担先送りにならないか ここ数年、国的一般会計の歳出約80兆円を賄う税収額は約50兆円しかないため、毎年約30兆円の国債という名の借金をしている。このように増税が不可能な状況の下で、基礎年金の財源を増税により確保できるのか。増税できないとすれば、国債の増発という無責任な負担の先送りになるのではないか⇒社会保険方式では收支相等の原則を守らなければなら

ないので、財政規律が守られやすい。

- ・ 消費税を年金目的税にするのは妥当か 消費税を年金目的税にすべきという提案がある⇒しかし、①消費税は国債の償還等財政再建の重要な財源と考えられるが、年金目的税にすると財政再建の財源はどうするのか。②基礎年金の全額を消費税で賄うようにすると、その税率を2002年度において6.3%ポイント引き上げる必要があるが、それは可能か。③基礎年金の費用は高齢化により毎年増えていくが、消費税率を毎年引き上げることは可能か。
  - \* 目的（消費）税も保険料も同じであるとする意見がある⇒しかし、①税を納めても年金を受ける権利は発生しないが、保険料を納めれば発生する（対価性）。②税を多く納めても年金額に反映しないが、保険料を納めれば年金額に反映する（緩い等価性）。
  - \* 年金財源としての税と保険料の選択基準①どちらが公平か（公平性）。②どちらが経済の成長や効率性にプラスの影響を与えるか（経済への影響）。③どちらが財源の確保が容易か、収入として安定的か又は成長性があるか（財源確保）⇒税は何に使われるか分からぬが、保険料は明確である⇒保険料の方が国民の合意が得やすい。



# 基礎年金の財源を何で求めるか

## —Ⅲ劫と遷革の仕組みの社会保険—

上智大学教授

堀 勝 洋



### 一、はじめに

基礎年金を「税方式」に移行すべきだとする声が強い。この問題は保険料から税へ財源の転換としてのみならざらがちであるが、実はそれだけではない。基礎年金の財源をすべて税にすることは、現行の「社会保険方式」を廃止して「社会扶助方式」に移行することとも意味している。財源の転換としてのむづりえる考えは、財源にのみ着目して「税方式」と呼んでくることからきている。しかし、財源に着目してこうのない、それと対比される社会保険方式は「保険料方式」と呼ぶべきである。しかし、我が国の社会保険には想当然の税財源が投入されているため、「保険料方式」と呼ぶのは妥当ではない。おえて名づけるとすれば

は「保険料・税方式」といふことになるが、これも税を財源とする仕組みの一種であるので、これと「税方式」を対比させるのがは違ひが明確にならない。

対比させるべきは社会保険の保障システムとしての社会保険方式と社会扶助方式であり、基礎年金を「のこぎれい」の方法で行うかといふことがより重要な問題である。社会保険方式は、①保険というリスク分散の技術を行い(保険料)、②保険料拠出が給付の直接の根拠となり(支給性)、③保険料拠出額が給付額に反映し(繰り等価性)、④財源は保険料(+税)である。これに対し、社会扶助方式は、①保険の技術を使はず(非保険性)、②納税が給付の根拠となるわけではなく(非支給性)、③納税額と給付額は無関係であり(無等価性)、④財源は税である。

以下では、本稿が求められた趣旨に従い、基礎年金の財源の問題に焦点を置いて論じ、その後で社会保険方式と社会扶助方式について簡単に述べる。なお、この両方式については、拙著『現代社会保険・社会福祉の基本問題』(ミネルヴァ書房)の第五章「社会保険方式と社会扶助方式」で詳細に論じたので、参照されたい。

## 一、保険料財源と税財源

我が国の社会保険料の総額と国税の総額（又は年金保険料の総額と所得税の総額等）を比較し、記者が後者を上回っていることを理由の一つとして、「年金保険料を引き上げるべきではない」「基礎年金を『税率』にすべきだ」とある議論がある。しかし、国税の総額に地方税の総額を加えれば税の総額の方が社会保険料の総額を上回ることは別にして、このような単なる絶対額の比較は何の意味をもたない。問題とすべきは、保険料と税とぞ、①どちらが国民にとって公平か（公平性）、②どちらが経済の成長や効率性にプラスやマイナスの影響を及ぼすか（経済への影響）、③どちらが財源の確保が容易か、収入として安定的か又は成長性があるか（財源確保）等である。負担の本身を問うことになくその総額だけを問題視するのは、人々の情緒には訴え得ても、理論的にも制度論的にも意味がない。また、保険料や税は社会保障給付その他の財政支出の財源となるが、その支出の本身を問うことなく負担の総額だけ問うのも同様である。

この(1)～(3)の基準による評価は、保険料

や税をだれにどのよろづな仕組みでどれくらい賦課するかによって左右され、必ずしも

があるのではなく、この点で田畠税とは異なる。

概にいうことはできない（詳しく述べ、前記の(1)の「負担の公平」に限らず、国民税の指標八十六頁以下を参照）。ただし、(3)の「財源確保」の面では、保険料の方が税よりも勝っている。年金保険料はそのまま年金の財源になるが、税は公共事業、農林事業等と予算配分を巡って厳しい競合に晒される。また、どの施策に充てられるか分からぬ税よりも、基礎年金という生活に密着した施策に充てられることが確定的な保険料の方が、その賦課徴収について国民の合意が得られやすい。

これに対し、年金のための田畠税にすれば同じように国民の合意が得られるとして、保険料も田畠税も同じであるとする意見がある。しかし、保険料と田畠税は次の二点で異なる。第一に、保険料の拠出は年金受給権の直接の根拠となるが（「拠出なければ給付なし」）、田畠税はそうではない。消費税を年金田畠税にすべきとする意見はあるが、消費税をこへら納めても年金を受ける権利が生ずるわけではない。第二に、厚生年金のように納めた保険料額が年金額に反映することがあるが、消費税を納めてもそれが年金額に反映するわけではない。

このように保険料は、特定の施策の財源になるだけでなく、個別の給付と密接な関係

があるのでありて、この点で田畠税とは異なる。前記の(2)の「経済への影響」に関して、年金保険料の引上げは経済に悪影響を与えるとしてその引上げに反対し、基礎年金をすべての税について評価の対象とする必要がある。

て税財源で賄うべきだとする意見がある。しかし、今後我が国において急速に少子高齢化が進むため、基礎年金の財源が保険料である税であれ、将来それを引き上げていかざるを得ないことは明らかである。基礎年金の財源を保険料から税に変えたとしても、基礎年金の費用総額が変わらなければ税を引き上げなくて済むが、その場合は保険料の引上げなくて済む。

また、基礎年金の財源をすべて税にする等の改正を行えば厚生年金保険料を将来も引き上げずに済むという議論があるが、これも保険料負担を税負担に変えるという既せかけだけの保険料整減策にすぎない。このような議論が成り立つのならば、厚生年金の財源をすべて税にすることによって保険料負担をゼロにすることができるに違いない。されど逆に、基礎年金の財源をすべて税にして國民負担の総額が変わらないから、「税方式」にしても問題はないとする議論がある。しかし、総額は変わらなくとも、個々人の負担額は変わる。

事業主負担分の保険料の引上げは商品の国際競争力を弱めるとし、ドイツ等ではそのため保険料引き下げたことを例として挙げる意見がある。しかし、第一に、「事業主負担分の保険料は商品ではなく賃金に転嫁される」というのが、我が国の経済・財政学者の考え方ではなかったのか。第一に、年収に対する労使合計の社会保険料の率が、ドイツでは四一・一%であるのに対し、我が国は二二・一%にすぎないことをこの意見は無視している。ドイツは、我が国と異

保険料の引上げが經濟に悪影響を及ぼすという議論や、「代替財源である税の引上げは經濟に悪影響を及ぼさない」、又は「基礎年金の財源を保険料から税に変えて税の引上げは必要ない」ということを証明しなければ、実りのある議論ではない。

我が国は、平成十三年度末までに国・地方合わせて六百六十六兆円もの政府債務残高を有すると予測されている。このような極めて厳しい財政状況の下で、基礎年金を

すべて税財源で賄うこととは可能であるうか。基礎年金の三分の一を新たに税財源で賄うとすると、平成十一年で八・八兆円必要となると推計されている。「税方式」論の中には財源となる税があたかも無尽蔵に天から降ってくるかのような議論があるが、このような無責任な議論は別にして、代替財

源となる消費税、所得税等を現在において引上げることは本当に可能なのか。また、高齢化の進展と物価上昇に応じる費用増に対応するため、これらの税を頻繁に引き上げていくことは可能なのか。たとえ可能であるとしても、それは国債償還等の財政再建の財源に充てるべきではないのか。消費税を年金目的税にすべきだとする考え方があるが、財政再建の財源はどうするのであるか。年金のことだけを考えて、我が国は無視している。ドイツは、我が国と異なりて社会保険に対する国庫負担が少ないため、保険料負担について我が国の参考となる国ではない。このように我が国では何かと外国の例を持ち出して議論する傾向があるが、「消費税を年金目的税にしている国はない」となぜいわないのであらうか。